相談支援の状況

資料2

１　現　　状

　平成27年度からすべての障がい福祉サービス等利用者へ、支給申請時にサービス等利用計画の提出が必要となったが、これに対応できる相談支援体制の整備が十分図られていない。

　（WGでの意見）

準備期間があったにもかかわらずセルフプランの割合が大きい。なぜか。

　⇒　相談支援事業所数の不足や障がい者本人又はご家族の希望によりセルフプランを提出しているケースがあるものと推測している。

２　課　　題

　相談支援事業に関する課題は以下のとおり。

（１）報酬額の低さが原因で相談支援事業への新規参入に消極的な法人が多い。

（２）相談支援事業所（職員数）は増加しているが、未だ充足していない。

（３）相談支援専門員が複数配置されていない事業所が多く、フォロー体制が不足しており、相談支援の量とともに質の確保が求められる。

３　府の取組

（１）相談支援の質の向上

大阪府自立支援協議会ケアマネジメント推進部会において、相談支援体制の充実に向けた報告書をまとめ、関係機関の有機的な連携の重要性、先行している好事例を紹介する等をして、市町村等の関係機関に周知した。

　　今年度は「相談支援の質の向上」をテーマに、サービス等利用計画の内容について、利用者、専門員、市町村職員等が相互に確認できる仕組みを検討している。

（２）相談支援従事者の養成と質的向上

　　相談支援専門員養成研修を充実させ、支援力の向上につなげている。

（３）市町村職員対象の計画相談支援セミナー・意見交換会等を実施

　市町村職員に対して、相談支援体制の充実に向けた取組方策や計画相談支援の役割等について意見交換会を実施している。

（４）国への要望

　　相談支援事業所が円滑な運営ができるよう、複数の相談支援専門員が従事できるよう相談支援現場の実態を踏まえた報酬改定を国へ要望している。